

上尾税務署からのお知らせ

# 確定申告は正しくお早めに！

申告書の作成は、国税庁ホームページの  
([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))



便利な「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、インターネットを利用してe-Taxで提出できます。

※e-Taxについては、このチラシの裏面をご覧ください。

また、作成した申告書等は、プリンタを使って印刷した「書面」により、郵送等で税務署に提出することができます。

平成24年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、  
平成25年2月18日(月)から同年3月15日(金)までです。

上尾税務署では、今年の確定申告期間中は、平日(月～金曜日)以外でも、平成25年2月24日と3月3日の日曜日に限り、確定申告書等用紙の配布、申告相談、確定申告書の受付及び納付相談を行います(現金納付の窓口業務は行いません。)

なお、当日は混雑が予想されますので、あらかじめご承知おき願います。

(注)1 上記以外の閉庁日(土、日、祝日)は、相談及び申告書の受付等を行っておりません。

2 申告書は、郵便若しくは信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函(午後5時以降や閉庁日も可能)により、提出することができます。

3 還付申告をされる方は、平成25年2月18日(月)前でも申告書を提出することができます。

4 平成25年1月15日(火)から平成25年3月15日(金)までは24時間e-Taxの利用ができます。

なお、毎週月曜日の午前0時から午前8時30分をメンテナンスの時間としているなどご利用できない時間帯もありますので、事前にe-Taxホームページで確認してください。

【お問い合わせ先】 上尾税務署 個人課税部門

〒362-8504

上尾市大字西門前577番地

代表電話

048(770)1800(自動音声案内)

※ 上記の電話番号は、電話がつながると音声案内が流れますので、ご用件の内容に応じた番号をお選びください。

さらに便利で使いやすく!  
ネットでも申告・納税。

e-Tax

国税電子申告・納税システム



平成24年分消費税及び地方消費税の確定申告及び納税の期限は、  
平成25年4月1日(月)です。

- 平成22年分の課税売上高が1,000万円を超える方は、平成24年分の消費税の課税事業者になり、消費税の確定申告が必要となります。
- 新たに課税事業者となる方は「消費税課税事業者届出書」の提出が必要になりますので、速やかに提出してください。

平成24年分贈与税の相談及び申告書の受付は、  
平成25年2月1日(金)から同年3月15日(金)までです。

- 1年間(1月1日から12月31日まで)に贈与を受けた財産の価額の合計額が基礎控除額110万円を超える場合には、贈与税の申告をする必要があります。  
(注) 相続時精算課税を選択する場合は、申告が必要となります。
- 平成24年分の申告から、贈与税においてもe-Taxが利用できます。

公的年金等を受給されている方へ

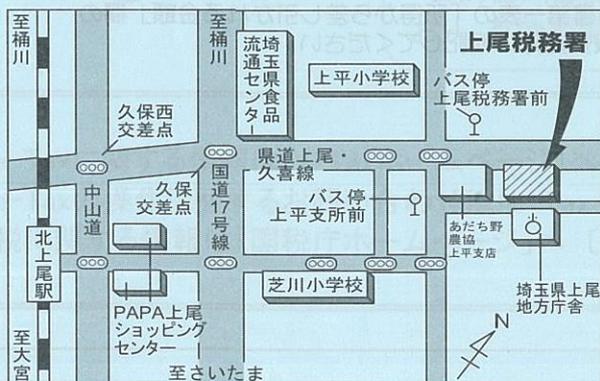
平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

※この場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。また、確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

- 税務署の確定申告会場では、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用したパソコンによる申告書等の作成を中心に相談を行っております。
- 確定申告会場には、コピー機がありませんので、必要な書類は必ずご自身でコピーをしてください。
- 確定申告期限間近になりますと、会場が大変混雑する場合がありますので、お早めにお越しください。



《確定申告会場案内》上尾税務署

- ◇ 北上尾駅(東口)から 徒歩約20分
  - ◇ 北上尾駅(東口)から上平循環・東西循環「上尾税務署前」停留所下車 徒歩1分
  - ◇ 上尾駅(東口)から朝日バス(羽貫駅行・伊奈学園行)「上平支所前」停留所下車 徒歩3分
- ※ 駐車場が狭いため、なるべく公共交通機関をご利用ください。  
※ 市町主催の申告相談会場及び開催日程については、各市町の広報紙等をご覧ください。